

市長からの要求による監査報告書

平成28年2月

由利本荘市監査委員

由本監査第60号
平成28年2月26日

由利本荘市長 長谷部 誠 様
由利本荘市議会議長 鈴木 和夫 様

由利本荘市監査委員 佐々木 均

由利本荘市監査委員 三浦 秀明

由利本荘市監査委員 渡部 功

監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、市長から要求のあった監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

一 監査の期間

平成28年1月20日から平成28年2月25日

二 監査要求の要旨（依頼文書による）

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、平成28年1月20日付由本総第364号で市長から提出された監査要求の要旨は下記のとおりである。

- (1) 本荘清掃センター運転管理業務委託「公募型プロポーザル」に係る事務において、契約候補者の選定前に提案資料等の漏洩並びに応募一者と市の間癒着があったとの匿名の手紙を受け取った人から情報が寄せられた。
- (2) 業務委託の発注事務が適正に執行されているか監査を求めるものである。

三 監査の対象

監査の対象範囲は、本荘清掃センター運転管理業務委託「公募型プロポーザル」に係る実施要領の策定から契約候補者の決定に関する業務とする。

四 監査の方法・着眼点

(1) 監査の方法

監査の対象とした事項について、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員から事情聴取をし、関係書類の保管状況の確認を行った。

(2) 着眼点

- ・公募型プロポーザルに係る実施要領の策定は適正に行われているか。
- ・公募は適正に行われているか。
- ・契約候補者の選定に係る諸手続は適正かつ公正に行われているか。
- ・秘密保持は適正に行われているか。

五 関係課等の事情聴取

平成28年1月22日及び29日に下記関係職員から事情聴取を行った。

清掃事業所 7人

生活環境課 2人

契約検査課 2人

指名審査調整会議 12人

「本荘清掃センター運転管理業務委託」契約候補者選定委員会 10人

※選定委員10人のうち9人は指名調整会議の委員でもある。

本荘由利広域市町村圏組合清掃センター第1事業所 7人

六 監査の結果

1. 実施要領の策定及び公募について

指名審査調整会議が、平成27年10月13日から11月17日までの間に4回開催され、公募型プロポーザル実施要領、契約事項、公募型プロポーザル提案審査要領（評価表含む）の内容が定められたが、特定の委員の意向が反映された様子は見られず、特に問題は見られなかった。また公募の事務は適正に行われていると認められた。

なお、公募は11月18日から開始し、参加表明書の提出期限は12月2日であった。参加表明した三者の審査は、12月8日に指名審査調整会議で行われ、合格した三者が候補者となり、結果は同日に三者（A社、B社、C社）に通知された。

2. 業者選定に係る談合の有無について

この度の監査において最も重要視したことは、談合の有無であった。

参加事業者の提案書の提出期限は12月22日午後1時であったが、清掃事業所へは12月22日の11時30分頃A社が、その後11時45分頃B社が、正午近くにC社が持参しているとのことである。提出部数は、各社とも正本1部と副本10部の11部である。各社が持参した時刻の間隔は約15分ほどであり、他社の提案内容を見てから、自社の提案書を有利に変更することは時間的に不可能である。

事前に提案書を各社間で見せ合う、いわゆる談合があったかについては、市の内部調査において、各社から聞き取った内容の報告では、そのようなことはなかったとの回答を得ている。また、プロポーザル方式は、金額だけで契約相手が決まるものではないことから談合は難しいと思われ、手紙の差出人が各社の提案書の詳細な内容を把握していることを記した文書をわざわざ各社に送っていることから、仮に各社の幹部等が事前に提案書を見せ合っている場合、そのようなことには意味がないと思われるので、このことから談合は否定できると思われる。

また、12月22日に受け取ってから12月28日に契約候補者選定委員（以下「選定委員」という。）に配付するまでの間に、応募業者が市役所内部の者の協力を得て内容を差し替えることの可能性については、書類を受領した12月22日午後から、清掃事業所長が正本の内容をチェックするため付箋を付けたり、メモをしたりしており、翌23日（国民の休日）には休日出勤当番の清掃事業所担当者も同様の作業をしていることから、11部全部を差し替えることはできない。そこで副本だけを差し替えていないかを調べるため、各社の正本と副本を照らし合わせた結果、その事実は確認できなかった。

12月28日以降は、清掃事業所長より選定委員に提案書副本が配付されていることから、漏洩の可能性がある人物が格段に増えてくる。

そこで、他社の提案内容を入手し、平成28年1月6日に実施された選定委員会のプレゼンテーションにおいて提案書以上の内容を話した業者がいなかったかを、各選定委員及び事務局である清掃事業所及び生活環境課職員に個別に聞き取りしたが、いずれもそのような事実はなかったとのことであった。

以上の点から、提案書の内容が一部業者の提案書作成者に漏れて、そのことで特定の業者が有利な提案をしたことはなかったと思われる。

このことから、提案書の内容は手紙作成者側にのみ漏洩したものと推測され、今回の業者選定において、業者間、市と業者間、いずれも談合については確認できなかった。

3. 選定委員会の選定結果について

1月6日に開催された選定委員会において、各委員が評価した評点と提案書を確認したが、特に問題となる点は認められなかった。特定の委員が特定の業者に対し評点に差を付けたような形跡もなく、提案書を分析しても妥当な評点と認められた。1月19日の指名審査調整会議でも、高得点の業者を契約候補者と決定しており、意図的に順番を変えたなどのいわゆる癒着と思われる形跡は認められなかった。

4. 職員等からの事情聴取結果について

職員等からの個別聴取において、今回の業務委託の提案書、評点を内部及び外部に漏洩したという事実は確認できなかった。また、今回に限らず市と業者との間に癒着が疑われるようなことを耳にしたことがないかとの質問にはそのようなことはないとの回答であった。ただ、今回の事情聴取は情報を漏洩することができる当事者に対して、自己に不利な回答を要求するという成果を期待しにくい方法であることは否定できず、聴取には限界

があった。

事情聴取後、関係職員が提案書類等をどのように保管していたかについて現地を確認したが、保管状況について不適切な状態が多数見られた。

5. 評点の漏洩について

評点が市から漏洩したことは疑いのない事実であるが、選定委員会の選定結果が漏れたものであり、業者選定そのものに影響を及ぼすものではない。

また、この評点は契約後は開示されるものであり、提案書も情報公開請求により公開できることから秘密度はかなり低くなるが、契約前の漏洩は極めて問題である。

6. 「市と業者との癒着」との疑惑について

今回の監査の結果、当該業務委託の業者選定に当たっては、その手続き、資料の流れ、選定に至るプロセスいずれも適正に行われており、意図的な改ざんや介入は認められず、癒着はなかったと認められる。

では、手紙に書かれているC社社長の12月30日の発言は何であったのか。市のC社への聞き取りでも、会社側では、受注を信じているとの発言であり、数名の社員に聞いても「決まったとは言っていなかった」との調査結果であり、同社社長として、受注に自信をのぞかせることで社員を鼓舞した可能性も考えられる。

7. 匿名の手紙について

C社に不満を持つC社社員と名乗る者が、一部を塗りつぶしたC社社員の健康保険証のコピーも同封し手紙を発送しているが、手紙の内容から、市から情報が漏洩したことは間違いない。

12月30日のC社社長発言は、C社の社員でなければ知り得ないことであり、また、現在本荘清掃センターに勤務している市臨時職員の日額給料を明記しているのは、市職員の関与をうかがわせる内容である。

手紙の送付先が由利本荘市宛ではなく、一部市議会議員と応募業者であること、契約候補者を決定する指名審査調整会議の前日に投函していることなどを考えると、情報入手時期にもよるが、C社との契約を阻止するのが目的としては投函日に意図的なものが感じられるし、なぜ由利本荘市宛に手紙が発送されなかったかも疑問である。

この手紙の差出人の目的は、C社を陥れるためなのか、市政の混乱を狙ったものなのか、単なる愉快犯的行動なのか理解できないところである。

また、情報を漏洩した者が、不満を持っているC社社員への同情として関係資料を提供したのか、他の目的があったのか、確認できなかった。

なお、手紙にあるC社社員の健康診断についての告発は、市の調査で会社負担での健診記録もあることから、監査としては特に聞き取りはしなかった。

8. 2回目の匿名の手紙について

2月2日にC社社員関係者と名乗る者から、再び一部市議会議員宛てに手紙が郵送されているが、前回の差出人と同一人物であるかは不明である。手紙の内容は、市上層部とC社との間に癒着があるとのことであったが、具体的な内容は書かれておらず、これまでの監査においてもそのような事実は確認できなかったことから、手紙作成者の思い込みか単なる誹謗中傷のように思われ、手紙の意図を確認することは不可能である。

この2回目の手紙の最後には由利本荘市の受付印が押されていた。このことが何を意味するのかは不明であるが、手紙の作成に市職員の関与があると思わせることが目的なので

はとも考えられる。なお、市で同一の受付印の有無を調査したところ、同じものは確認できなかったとの報告を受けている。

9. 監査要求内容について

今回の監査では、談合及び市と業者が癒着しているとの手紙の指摘について、そのような事実は認められなかった。また、関係資料等の漏洩が業者選定には何ら影響を与えていないと思われる。

しかし、関係資料等が外部に漏洩したことは事実である。清掃センターの宿日直日誌を確認したところ市職員の事務室への入出が記録されているが、通常の業務以外は記録されておらず、特段変わったことはなかったようである。

これらのことから、市の組織として情報漏洩を行ったものではなく、市の情報が悪意のある何者かによって盗み出されたものと思われる。もしその者が市職員であれば、公務員の守秘義務違反は免れない。

ただ、監査の限界から情報を盗み出した人物を特定することはできなかった。提案書等関係書類を保管していた担当部署及び選定委員の机配置等も現地監査したが、書類の保管状況はかなり不適切であり、オープンフロアーという構造上、書類等の管理には細心の注意が必要であった。

市は、現在、警察に被害届を提出する準備を進めているが、今回の問題の真相が一刻も早く明らかになることを期待するものである。

七 むすび

今回の本荘清掃センター運転管理業務委託の業者選定は、価格のみによる競争ではなく、価格以外にも評価の対象とする公募型プロポーザル方式であった。プロポーザル方式は、審査の項目、評価基準、評点の配分など、慎重な判断が必要であるが、現在本市にはプロポーザル方式の要綱等はなく、その都度各課で対応しているため、取り扱いが必ずしも統一されていないように見受けられるので、市として統一した要綱等が必要であると思われる。

情報の漏洩防止について、職員は職務上作成、または取得した文書等の情報の重要性を認識し、保管については常に細心の注意を払うべきである。市としてのルール作りや、部署によっては鍵付き書庫の設置などの職場環境の整備も必要であろう。近年は、紙だけではなくパソコン等に保存されたデータの量も膨大であるから、その管理についても所管部署以外内部外部へも流出しないよう対策を徹底してほしい。

市は常々、職員に綱紀保持を求め、「常に公務員としての自覚を持ち、全体の奉仕者としてふさわしくない行為等は、絶対にしないこと。」を周知しており、職員も「全体の奉仕者として、誠実かつ公平に職務を執行することを固く誓います。」と宣誓しているところである。職員はいかなる理由があろうとも業者との癒着があってはならないし、例え癒着がなくてもそれを疑われるような行為があってはならない。また、地方公務員法第34条第1項で「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と定められている。今回の件はこれに違反して秘密を漏らした職員がいる可能性が高く、このことは市民の市政に対する信頼を大きく失いかねないものである。一度失った信頼を回復することは容易なことではない。職員は全力で職務に打ち込み、市民から信頼される市政の確立に努めることが望まれる。